

不正に登録されたインターネットバンキングから送金が行われる詐欺被害について

1 概要

被疑者が、実在する事業者をかたって被害者に電話を架け、未納料金の支払い名目で口座番号と暗証番号を聞き出した上で、その情報を利用して被害者が利用する金融機関のインターネットバンキングを不正に登録し、被害者の口座から被疑者側口座へ送金する手口が確認されたことから、被害の増加を防止するため、注意喚起を行うもの。

2 内容

別添参照